

新潟市北区文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月 10日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第 51号

新潟市北区文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市北区文化会館条例施行規則（平成21年新潟市規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

区分	種類	単位	利用回数	使用料の額 (円)
舞台設備	所作台（開帳場・化粧 ^{かまち} 櫃付き）	1式	1回につき	13,000
	花道所作台（開帳場付き）	1式	1回につき	2,080
	鳥屋囲い（揚幕付き）	1式	1回につき	1,560
	平台1.8m×1.8m（箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	520
	平台1.2m×1.8m（箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	320
	平台0.9m×1.8m（箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	260
	平台0.6m×1.8m（箱足・開き足・木台・蹴込パネル付き）	1台	1回につき	260
	松羽目	1式	1回につき	2,990
	金びょうぶ	1双	1回につき	1,300

鳥の子びょうぶ	1双	1回につき	1,300
演台(花台・脇台付き)	1式	1回につき	2,600
司会台	1台	1回につき	1,300
つり 吊看板	1式	1回につき	1,300
めくり台	1個	1回につき	260
ひせん 緋毛氈	1枚	1回につき	580
長座布団(大)	1枚	1回につき	520
長座布団(小)	1枚	1回につき	260
高座用座布団	1枚	1回につき	260
上敷(大)	1枚	1回につき	780
上敷(小)	1枚	1回につき	190
地がすり	1枚	1回につき	1,950
しゃ 紗幕	1枚	1回につき	1,430
人形立(ウエイト付き)	1本	1回につき	260
姿見	1台	1回につき	450
PA用ミキサー台	1台	1回につき	910
バレエ用シート	1本	1回につき	910
折畳みテーブル	1台	1回につき	130
折畳み椅子	1脚	1回につき	60
音響反射板	1式	1回につき	5,980
映写スクリーン	1式	1回につき	2,600
指揮台	1台	1回につき	520
指揮者用譜面台	1台	1回につき	390
演奏者用譜面台	1台	1回につき	260

	譜面灯	1台	1回につき	260
	演奏者用椅子	1脚	1回につき	140
	コントラバス椅子	1脚	1回につき	160
楽器	フルコンサートグランドピアノ（調律料を除く。）	1台	1回につき	7,800
	セミコンサートグランドピアノ（調律料を除く。）	1台	1回につき	3,900
	アップライトピアノ（調律料を除く。）	1台	1回につき	650
	シンセサイザー	1台	1回につき	1,040
	ドラムセット	1式	1回につき	1,040
照明設備	第1 ボーダーライト（カラーフィルターを除く。）	1列	1回につき	1,040
	第2 ボーダーライト（カラーフィルターを除く。）	1列	1回につき	1,040
	プロセニウムサスペンションライト（カラーフィルターを除く。）	1列	1回につき	1,040
	第1 サスペンションライト（カラーフィルターを除く。）	1列	1回につき	1,950
	第2 サスペンションライト（カラーフィルターを除く。）	1列	1回につき	1,950
	第3 サスペンションライト（カラーフィルターを除く。）	1列	1回につき	1,950

アッパーホリゾントライト（カラーフィルターを除く。）	1列	1回につき	1,950
ローアホリゾントライト（カラーフィルターを除く。）	1列	1回につき	1,950
フットライト（カラーフィルターを除く。）	1列	1回につき	1,040
シーリングライト（カラーフィルターを除く。）	1列	1回につき	1,560
フロントサイドライト（カラーフィルターを除く。）	1式	1回につき	1,560
スポットライト500W（カラーフィルターを除く。）	1台	1回につき	260
カッタースポットライト750W（カラーフィルターを除く。）	1台	1回につき	320
スポットライト1KW（カラーフィルターを除く。）	1台	1回につき	320
パーライト500W（カラーフィルターを除く。）	1台	1回につき	260
ピンスポットライト（カラーフィルターを除く。）	1台	1回につき	2,600
エフェクトスポットライト1KW	1台	1回につき	780
ディスクマシン	1台	1回につき	1,040
ダブルマシン	1台	1回につき	1,040
2連スライドキャリア	1台	1回につき	1,040

	先玉レンズ	1個	1回につき	390
	波マシン	1台	1回につき	1,040
	ストロボ250W	1組	1回につき	1,040
	ハイスタンド	1台	1回につき	580
	スタンド	1台	1回につき	320
	ベースプレート	1台	1回につき	190
音響設備	音声拡声装置	1式	1回につき	5,850
	移動用拡声装置	1式	1回につき	2,600
	三点吊りマイク装置（マイクを除く。）	1式	1回につき	520
	カセットテープレコーダー	1台	1回につき	1,560
	CDプレーヤー・MDレコーダー	1台	1回につき	1,560
	ダイナミックマイクロフォン	1本	1回につき	1,040
	コンデンサーマイクロフォン	1本	1回につき	1,040
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1回につき	1,950
	床上型マイクスタンド	1台	1回につき	520
	卓上型マイクスタンド	1台	1回につき	320
	移動用大型スピーカー	1式	1回につき	2,990
	移動用スピーカー	1台	1回につき	780
	移動用ミキサー	1台	1回につき	1,950
	映写	ビデオプロジェクター	1式	1回につき
移動用映写スクリーン		1台	1回につき	450
展示	パネル（補助パネル・ポール付き）	1枚	1回につき	130
	スポットライト	1台	1回につき	60

電源	持込み機器用電源	1 KW	1回につき	260
練習室	舞台セット	1式	1回につき	650
	客席セット	1式	1回につき	1,300
	照明セット	1式	1回につき	1,950
	音響セット	1式	1回につき	2,600
	バレエ用シート	1枚	1回につき	390
楽屋等	楽屋1	1室	1回につき	2,600
	楽屋2	1室	1回につき	2,600
	楽屋3	1室	1回につき	2,600
	シャワー・洗濯室	1室	1回につき	650
	控室	1室	1回につき	650

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別表第2の改正規定 令和7年4月1日

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市北区文化会館条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の附属設備の利用につき、当該利用の許可を受けた

ものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に2号施行日以後の附属設備の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。